

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成20年 1月15日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：28件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	タービン建屋換気空調系空冷チラー（7）に警報（冷媒不足）の発生が認められたため、当該装置を点検・修理	D	
2	1号機	原子炉格納容器供給用不活性ガス系液体窒素貯蔵タンクレベル計配管接続部にリーク（2箇所）が認められたため、当該部を点検・修理	C	
3	1号機	中央操作室換気空調系空調機（B）入口空気温度計に指示不良（ダウンスケール）が認められたため、当該温度計を点検・修理	D	
4	1号機	サービス建屋換気空調系空調機入口空気温度計に指示不良（ドリフト）が認められたため、当該温度計を点検・修理	D	
5	1号機	廃棄物処理建屋換気空調系排気ファン入口空気温度計に指示不良（ドリフト）が認められたため、当該温度計を点検・修理	D	
6	2号機	中央操作室換気空調系空調機入口フィルタに詰まりが認められたため、当該フィルタを点検・清掃	D	
7	2号機	タービン補機冷却系熱交換器（A）海水差圧計出口圧力検出配管にリーク（1滴／10秒程度）が認められたため、当該配管を点検・修理	D	
8	3号機	主復水器細管洗浄装置ボール循環ポンプ（B）出口圧力計付け根部配管を折損させたため、当該部を交換	D	
9	3号機	主タービン電気油圧式制御装置油冷却器冷却水回収タンク水位調整弁グランド部に水のにじみが認められたため、当該部を点検・調整	D	
10	3号機	タービン補機冷却系ポンプ出口サンプリング2次弁にシートパス（1滴／秒程度）が認められたため、当該弁に点検・修理	D	
11	3号機	原子炉自動減圧系及び制御棒駆動水圧系供給用窒素ガス弁（5台）及び圧力計接続部に窒素ガスリーク（微量）が認められたため、当該部を点検・修理	D	
12	3号機	残留熱除去海水系ポンプ（B）定例試験において、運転時の出口圧力値に参考値外れが認められたため、対応検討	C	
13	3号機	原子炉格納容器内床ドレンサンプ系に原子炉補機冷却水系からの漏えいの可能性が認められたため、対応検討	C	
14	3号機	主発電機非常用密封油ポンプ定例試験において、自動起動圧力値に参考値外れが認められたため、当該ポンプ圧カスイッチを点検・修理	D	
15	3号機	主発電機固定子冷却装置冷却水ポンプ（A）軸受部（モータ側）に油のにじみが認められたため、当該部を点検・修理	D	
16	3号機	ケーブルポルト室ケーブルトレイのアース線に外れが認められたため、当該アース線を修理	D	

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
17	4号機	復水器真空度（A）プロセス計算機の表示値不良が認められたため、当該装置を点検・修理	D	
18	4号機	原子炉局部出力領域モニタ（36-13B）にドリフトを示す警報メッセージの発生が認められたため、当該モニタを点検・修理	D	
19	5号機	制御棒駆動機構温度監視記録計の印字不良が認められたため、当該部を点検・修理	D	
20	5号機	主復水器細管洗浄装置ボール回収器（B2）上蓋固定金具のボルト穴（6本中1本）にネジ山不良が認められたため、当該部を点検・修理	D	
21	5号機	交流（120V/240V）計測用主回路母線受電しゃ断器（B）系に未受電が認められたため、当該しゃ断器を復旧	C	
22	6号機	事故後サンプリング設備サンプル回収ラック弁にシートパスが認められたため、当該弁を点検・修理	D	
23	集中環境施設	洗濯廃液処理設備洗濯廃液収集タンク（B）入口空気作動弁に閉動作不良が認められたため、当該弁を点検・修理	D	
24	集中環境施設	可燃性雑固体廃棄物焼却炉（B）排ガス酸素分析装置に指示値不良が認められたため、当該装置を点検・修理	D	
25	集中環境施設	可燃性雑固体廃棄物焼却炉（B）2次セラミックフィルタ（D）に詰まりが認められたため、当該フィルタを点検・清掃	D	
26	集中環境施設	中央操作室データ表示画面プリンタ装置に印字不良が認められたため、当該装置を点検・修理	D	
27	集中環境施設	洗濯廃液処理設備廃液濃縮装置加熱器（B）ドレン連絡弁廻り保温材下部より水の滴下が認められたため、当該部の点検・修理	D	
28	その他	使用済燃料輸送容器保管建屋消火ポンプ出口逆止弁に異音の発生が認められたため、当該弁を点検・修理	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生 など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> ・安全上重要な機器等の軽度な故障（技術基準に適合する場合） ・管理区域内の放射性物質の軽度な漏えい ・原子炉等への異物の混入 など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する	<ul style="list-style-type: none"> ・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・主要パラメータの緩やかな変化 ・人の負傷または病気の発生 など
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> ・日常小修理 など

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

* 「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 保安規定に関わる不適合事象
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで